

令和5年度（2023年度）北海道・ニュージーランド高校生交換留学促進事業実施要項  
(令和5年12月1日学校教育局高校教育課長決定)

## 1 目的

この要項は、高校生交換留学促進事業実施要綱（平成11年3月31日教育長決定）第7の規定に基づき必要な事項を定め、その円滑な推進を図ることを目的とする。

## 2 事業の内容

- (1) 留学先  
エデュケーション・ニュージーランドが決定したニュージーランド国内の公立高等学校（以下「NZ高等学校」という。）
- (2) 留学期間  
令和6年3月中で、北海道教育委員会とNZ高等学校とが合意した約2週間
- (3) 募集人員  
道立高等学校及び道立中等教育学校（後期課程）（以下「高等学校等」という。）の生徒計5名
- (4) 引率者  
往路（教員）、復路（教育庁職員）各1名（新千歳空港とニュージーランド内空港間の引率等）
- (5) ニュージーランドにおける通学  
北海道から派遣する留学生（以下「留学生」という。）は、NZ高等学校が選考した留学生（以下「NZ留学生」という。）の家庭にホームステイしながら、NZ留学生が在籍する高等学校に通学し、授業、学校行事等に参加する。

## 3 ニュージーランドへの留学生派遣事業への参加要件

留学生及び留学生が在籍する高等学校等の要件は次のとおりとする。

- (1) 留学生の応募資格
  - ア 事業実施年度において、第1学年又は第2学年（道立中等教育学校にあつては第4学年又は第5学年）に在学中の者
  - イ 基礎的な英会話の能力があり、その向上に意欲的に取り組める者
  - ウ 異文化や異なる習慣、考え方を尊重し、共に学び合い、高め合うことができる者
  - エ 心身とも健康で、かつ、外国での生活に適応できる者
  - オ 帰国後、国際交流等に関する事業や行事に積極的に参加・協力できる者
- (2) 留学生が在籍する高等学校等
  - ア 国際交流、国際理解教育及び外国語教育に積極的に取り組んでいること
  - イ 留学生及び留学生の保護者（以下「保護者」という。）に対し、留学前後における適切な指導・助言ができること
  - ウ 留学中における留学生や保護者へのフォロー、留学先のNZ高等学校やNZ受入家庭等関係者との連絡調整、緊急対応ができること

## 4 留学生の募集及び決定

- (1) 留学を希望する生徒は、出願書（様式1）を在籍する高等学校長又は中等教育学校長（以下「学校長」という。）に提出する。
- (2) 上記3(2)の要件をすべて満たす高等学校等の学校長は、上記3(1)の要件をすべて満たす生徒2名を限度として選考の上、生徒から次のアの書類を徴し、次のイの書類と併せて上記(1)の書類に添付し、所轄の教育局に推薦すること。
  - ア 健康診断書（様式2）又は令和5年（2023年）4月1日以降に学校で受診した定期健康診断の結果の写し
  - イ 推薦書（様式3）
- (3) 北海道教育委員会は、別に定める選考要領により派遣候補者を選考する。S-TEAM教育推進事業「社会との共創」推進プロジェクト（グローバル型）に参加している第1年次の生徒は選考においてその活動実績を考慮する。さらに、派遣候補者の中からNZ高等学校と

協議・調整をした上で留学生を決定し、関係学校長あて通知する。

## 5 事前研修会

事前研修会は、留学生、保護者、留学生が在籍する高等学校等の担当教員及び引率教員等が出席する。

## 6 経費の負担区分

この事業に要する経費の負担区分は、次のとおりとする。

- (1) 北海道教育委員会が補助する経費（保護者に対する補助）  
高校生交換留学促進事業補助金交付要綱（平成6年6月1日教育長決定）に基づき、補助する。
- (2) 留学生の保護者が負担する経費
  - ア 事前研修会の参加に要する費用、留学生の自宅と新千歳空港間の往復に要する費用、海外旅行保険料、パスポート取得料、NZeTA申請料、ホームステイ料、NZ高等学校における行事等に参加する費用及び新千歳空港とニュージーランド国内の空港間の往復交通費のうち、(1)の補助を超える部分
  - イ その他必要な経費
- (3) NZ受入家庭が負担する経費  
留学生の滞在期間中の食費、通学に要する費用、宿泊費及び滞在宅から留学生が到着するニュージーランド国内の空港までの送迎に要する経費

## 7 その他

- (1) 留学生及び引率教員は本事業終了後、研修報告書（様式任意）を北海道教育委員会に提出するものとする。  
なお、報告会等の実施後30日以内に、様式5により実施状況を北海道教育委員会へ報告すること。
- (2) 保護者は、留学生を北海道教育委員会が指定する海外旅行保険に加入させることとし、留学期間中の病気、事故等については、保護者の責任において対処するものとする。
- (3) 留学生の留学期間中に病気、事故その他やむを得ない事情により留学を中止しなければならない場合、又は滞在を継続することが適当でないと北海道教育委員会が認めた場合は、留学生を帰国させることができるものとする。
- (4) 留学生の留学期間中の欠席に伴う単位の扱いについては、留学生が在籍する高等学校等と保護者が十分に話し合うこと。
- (5) その他この交換留学事業について必要な事項は、北海道教育委員会とNZ高等学校が協議して別に定めるものとする。

## 附 則

この要項は、決定の日から施行する。